

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項および第 815 条第 3 項第 2 号、ならびに会社法施行規則第 209 条および第 212 条に基づく開示事項)

2022 年 10 月 3 日

円谷フィールドズホールディングス株式会社

フィールドズ株式会社

2022年10月3日

東京都渋谷区南平台町 16 番 17 号
円谷フィールズホールディングス株式会社
代表取締役社長 グループ最高経営責任者 山本 英俊

東京都渋谷区南平台町 16 番 17 号
フィールズ株式会社
代表取締役社長 吉田 永

新設分割に関する事後開示書面

円谷フィールズホールディングス株式会社（2022年10月3日付でフィールズ株式会社から商号変更。以下「分割会社」という。）は、2022年5月18日付新設分割計画書に基づき、2022年10月3日を効力発生日として、フィールズ株式会社（以下「新設会社」という。）を新たに設立し、分割会社の営む遊技機の企画開発および販売事業（付帯する事業を含む）に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関する、会社法第811条第1項第1号および第815条第3項第2号、ならびに会社法施行規則第209条および第212条に定める事項は次のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2022年10月3日

2. 株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第805条の2に基づき本件新設分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

3. 分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

分割会社は、会社法第806条第3項および第4項に基づき、2022年6月23日付で電子公告により公告しましたが、所定の期間内に同条第1項に基づく株式の買取請求をした反対株主はいませんでした。

4. 分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

本件新設分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第808条の規定による手続）は実施していません。

5. 分割会社における債権者保護手続の経過

本件新設分割により分割会社から新設会社へ承継する債務については、重疊的債務引受の方法により承継することから、分割会社の債権者は、当該承継債務について本件新設分割後も分割会社に対して

債務の履行を請求することができるため、本件新設分割について異議を述べることはできません。そのため、債権者保護に関する手続き（会社法第 810 条の規定による手続き）は実施しておりません。

6. 本件新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、本件新設分割の効力発生日である 2022 年 10 月 3 日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社の遊技機の企画開発および販売事業（付帯する事業を含む）に関する権利義務を承継しました。

7. その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上